

平成 24 年 4 月 24 日

発表者が述べた意見に対する見解書

公聴会の日時及び場所

日時 平成 24 年 4 月 14 日（土） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
場所 クロスパルにいがた 4 階 映像ホール

発表者が述べた意見の要旨

小張木関屋線と連結する地域高規格道路の候補路線「新潟海岸幹線道路」について、行政側の審議経過や報告が公になっていない。

小張木関屋線の海岸部への延伸が切断された場合、海岸幹線構想とラップした寄居浜線、小張木関屋線に期待された循環性という道路の生命を途絶することから廃止は即断するべきではない。

また、地元意見のみを尊重し、公共的利益をどう確保するかの問題や土地利用を制限された地権者の受忍義務に関する問題への対応について、私権と公共の福祉に関する市の判断を伺いたい。

意見に対する見解

新潟海岸幹線道路につきましては、平成 10 年度に地域高規格道路の候補路線として指定されましたが、その後、平成 14 年度から実施しました第 3 回パーソントリップ調査では、自動車依存の軽減、公共交通機関利用への転換、及び誘導などの考え方から、現道利用を含む 2 車線道路の計画に変更されて、現時点では主要幹線道路の位置づけはなくなっています。

このたびの都市計画道路見直しに際して、新潟国道事務所をはじめとする関係機関と十分に協議した結果、小張木関屋線の廃止による周辺道路への影響、将来道路計画への影響はないものと判断しており、その上で今回の変更素案をご提示しています。

小張木関屋線については、平成 14 年度、周辺道路の混雑解消や災害時の避難路、または水族館などの西海岸レクリエーション施設へのアクセス性の向上を目的に、関屋金衛町から海岸道路までの区間の整備を行うため、事業化に向けた説明会を開催しました。

しかしながら、この区間の整備については、西海岸公園の松林をはじめとする自然環境への影響や、住環境、地域コミュニティへの影響など多くの問題を抱えているとして、地域の方を中心に多くのご意見をいただきました。

このため、道路建設について賛成や反対の決議を行う場ではなく、様々な立場、考えを持つ人が集い、意見を出し合う場として、「小張木関屋線を松林から考える市民会議」が設立され、地域の方々のほか、学識経験者を交えて広く議論が行われました。

会議は、平成 17 年度から 18 年度にかけ市民会議を 6 回、市民フォーラムを 1 回開催し、第 3 回パーソントリップ調査や小張木関屋線、海岸線の位置づけなど上位計画における位置づけ、マリニピア日本海などのレクリエーション施設への混雑解消など円滑な交通の観点のほか、西海岸公園の松林は江戸時代より植林された歴史もあり、ヒシクイ、ハヤブサなど貴重種 6 種類をはじめ、363 種の陸上昆虫類などが豊かな生態系を持っており、保全すべき自然環境があるとともに、風、塩分、飛砂の防止に有効であるという意見が出されました。

この市民会議での議論や最終報告書などを踏まえ総合的に検討したところ、西海岸公園の貴重な自然環境を保全するとともに、既存道路を用いることで周辺道路の交通の円滑化を図ることも可能であると判断したことから、小張木関屋線の一部区間について廃止することとしました。

また、都市計画道路の決定により、その区域内では、将来の円滑な事業の施工を確保するため、建物の階数や構造を制限されます。

この制限につきましては、憲法や関係法令に基づき、公共の福祉のために受忍すべき範囲内として、土地の権利者の皆様をお願いしています。

しかしながら、決定から長期間未着手となっている都市計画道路については、受忍の範囲内とはいえ、長期にわたり地権者の皆様の私権を制限しておりますので、今後もこのまま継続して制限をかけるべきか、適切に変更や廃止を行い、私権の制限を解除するべきか、この判断が市に求められています。本市としては、決定当時からの社会情勢の変化に伴い、その路線の必要性が変化していることもありますので、適切に変更や廃止を行うことが重要であると考えております。

このことから、平成 22 年 3 月に、基本的な考え方を整理した「都市計画道路の見直し方針」を策定し、改めて路線ごとに確認を行った結果として、本路線を廃止するものです。

なお、寄居浜線については、見直し対象路線ではありますが、現時点では更なる検討を行う路線と分類されていますので、小張木関屋線との関連も含めた中で、道路の必要性や事業実施上の課題を更に検討し、判断したいと考えています。

以上のことから、このたび提案した素案を本市の案として都市計画の手続きを進めることとします。